

報道関係者各位

橿原市役所 魅力創造部 地域振興課

「橿原市業務改善支援補助金」を新設しました！

橿原市では、国の「業務改善助成金（厚生労働省）」の交付決定を受けた市内の中小企業等に対し、さらなる支援として**市独自の補助金を上乗せ交付する「業務改善支援補助金」**制度を新たに創設しました。

本制度は、生産性向上のための設備投資や業務フロー改善とあわせて、**従業員の賃金引き上げを行う事業者を支援する**もので、国の助成に市が連動して支援を行うことにより、より実効性のある賃上げと働きやすい職場づくりを後押しします。

記

【補助金概要】

1. 補助対象者

- ・下記①～⑤全てに該当する中小企業者（みなし大企業は除く）が対象です。
 - ①申請時において橿原市内に主たる事業所を有している。
 - ②国の「業務改善助成金」について、奈良労働局に対して令和7年4月14日以降に交付申請を行い、令和8年2月27日までに交付額確定及び支給決定通知を受けている。
 - ③風営法に該当する事業でない。
 - ④暴力団等でない。
 - ⑤市町村民税の滞納がない。

2. 補助金額

- ・1事業者につき 一律100,000円

3. 申請受付期間

- ・令和7年7月22日（火）から令和8年3月13日（金）。
- （予算の範囲内での補助金交付となるため、年度途中で受付を終了する場合があります。）

〈市ホームページ二次元コード〉



【本件に関する問い合わせ先】

橿原市役所 魅力創造部 地域振興課

担当：門川、奥村

TEL 0744-21-1117（直通）

Email chiikishinko@city.kashihara.nara.jp